

やむを得ない事由とは

やむを得ない事由とは具体的にどういうものなのか、以下を参照してください。

文部科学省『高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答(Q&A)（全体版）（令和7年3月版)』より抜粋

4-15. 斡酌すべき事情がある場合の特例措置について

Q 4-15-2 「斡酌すべきやむを得ない事情」のうち、「災害、傷病その他やむを得ない事由」がある場合とは、具体的にどのようなケースが該当するのでしょうか。

A 4-15-2 ここでいう「災害、傷病その他やむを得ない事由」とは、①学生自身の事由（学生本人が事故・疾病（身体・精神）等により療養が必要な場合や、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難など）、②家族に係る事由（病気等の療養・介護、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）など）等、学業不振に至る事由に関して学生等本人に帰責性がない場合を想定しています。

学生からこれらの事由により授業等への出席がかなわなかつた旨の申し出があった等の場合は、罹災証明・診断書等第三者（病院の入院証明等を含む。）による証明書類等、面談等を通じた学生本人からの個別事情等（例：疾病の場合には通院状況など）の聞き取り、学生支援窓口や保健管理センターなどの面談記録、保護者や指導教員等へのヒアリング等を通じて、事実関係を確認してください。

なお、学生等本人のアルバイト過多の結果、学業不振となった場合は、それが学費・生活費のためであったとしても、「やむを得ない事情」には含まれないと考えられます。一方で、例えば親の病気等何らかの事情で家計収入が減少しアルバイトをせざるを得ない場合などは、その限りではありません。

これらに該当する場合であっても、当該事由により、成績判定試験を受けられないなど、成績判定ができない状態にあることが必要です。判定はされても、当該非受験等により低い成績判定がなされる場合を含みます。当該事由が一時的なものであり、かつ、追試験の実施やレポートなどの代替措置を講じられた場合であって、代替措置が講じられた時点では既に当該事由が解消されていたときも同様です。

また、学修意欲（出席率等）に関する基準については、各大学等で定める学修意欲に関する基準を満たさないことが、当該事由によるものであると大学等により認められることが必要です。

※この Q&A は、文部科学省 HP に掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm